

指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議規約（案）

（目的）

第1条 指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）は、「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）の趣旨を踏まえ、沿線地域における現状や課題を共有し、指宿枕崎線の将来のあり方について検討を行うことを目的として設置する。

（対象区間）

第2条 検討会議は、指宿枕崎線指宿駅から枕崎駅までの区間を対象として議論する。

（事務局）

第3条 検討会議の業務を処理するため、検討会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、鹿児島県総合政策部交通政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事業）

第4条 検討会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）指宿枕崎線の将来のあり方の検討に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（委員）

第5条 検討会議の委員は、別表1に掲げる者又はその指名する者とする。

（会長及び副会長）

第6条 検討会議には会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長は、鹿児島県総合政策部交通政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会議を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐して検討会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第7条 検討会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席できない場合は、あらかじめ届け出た代理の者を出席させることができる。この場合において、代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

- 5 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（書面による決議）

第8条 検討会議は、会長が認め、次に掲げる事由に該当する場合は、書面による決議を行うことができる。

- （1）至急の決議が必要で、検討会議を開催するいとまがない場合。
- （2）事前に検討会議において書面による決議の了承を受けている場合。
- （3）その他、特別な事情があると認められる場合。

- 2 会長は、書面による決議を行った場合は、次の検討会議において、その内容を報告しなければならない。

（協議結果の尊重義務）

第9条 検討会議で協議が整った事項については、検討会議の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（議事及び協議資料）

第10条 検討会議の議事については、速やかに議事の概要を作成し、鹿児島県ホームページで公開するものとする。

- 2 会議資料は、原則として公開する。ただし、非公開とすることが適当であると認める場合は、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 会議資料は、鹿児島県ホームページで公開するものとする。

（経費の負担）

第11条 検討会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 負担金は、鹿児島県、沿線自治体、九州旅客鉄道株式会社において応分の負担をすることとする。

（監査）

第12条 検討会議に監査委員を1人置く。

- 2 監査委員は、委員のうちから選任する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第13条 検討会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第14条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営上必要な細則は、会長が別に定め

る。

附 則

この規約は、令和6年8月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年8月5日から施行する。

指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議 委員名簿

別表 1 指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議委員又はその指名する者

	団体名	職名	氏名	備考
1	鹿児島県総合政策部交通政策課	参 事 兼 交 通 政 策 課 長	鈴 木 圭 祐	県：会長
2	鹿児島県南薩地域振興局 総務企画部総務企画課	総 務 企 画 課 長	上 脇 紀 明	県：副会長
3	指宿市総務部企画政策課	企 画 政 策 課 長	東 忠 孝	沿線市
4	南九州市企画課	企 画 課 長	葛 迫 亮	沿線市：監査委員
5	枕崎市企画調整課	企 画 調 整 課 長	籠 原 正 二	沿線市
6	九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部地域戦略部	担 当 部 長	中 島 剛 志	鉄道事業者
7	呉工業高等専門学校 環境都市工学分野	教 授	神 田 佑 亮	学識経験者

オブザーバー

1	国土交通省九州運輸局 交通政策部交通企画課	交 通 企 画 課 長	小 堀 まろり	国
2	国土交通省九州運輸局 鉄道部計画課	計 画 課 長	井 料 達 己	国
3	国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官 （企画調整担当）	谷 口 誠 一	国

地域との関わり（座談会）について

設置の経緯

第2回検討会議（R7.2月）での議論

- 今後はより地域の関わりの密度を高め、意見を十分に踏まえながら検討会議としての取組や議論を深度化していくこと。
- 「鉄道を活かした地域づくり」の具体化・実現にあたっては、それを担っていただく人材やコミュニティの構築が必要。



（R7.4月）

地域とのより頻繁な対話の機会を設け、検討会議としての取組や議論の深度化、将来的な「鉄道を活かした地域づくり」を担う人材やコミュニティの構築を図ることを目的として、“**座談会**”を設置。

（メンバー：沿線市（枕崎市、指宿市、南九州市）の商工、観光関係者等 約10名＋有識者、沿線市、JR九州、県）

議論状況

4月～7月の間、沿線地域で3回の座談会を実施。

（第1回） 南薩地域の強み・弱み、鉄道の可能性についての議論



（第2回、第3回）

- 南薩地域ならではのスポットやヒトが活躍する場所などをピックアップ
- 指宿枕崎線を題材に取り組みたいことは何か？
（地域のスポット等を繋げて、地域が稼ぐための取組ができるか。）
- この地域をどのような地域にしていきたいか？
 - 都会がうらやましがる地域
 - 住民がシビックプライドを持てる地域



（第2回）南薩地域の各スポットを整理



- JR指宿枕崎線（指宿・枕崎間）検討調査業務について、専門的な知見を有するコンサルを活用することとして、企画提案公募を実施したところ、4者から企画提案書の提出があった。
- 当検討会議の委員により、提案内容の審査を行った結果、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社の企画内容が最も得点が高かったため、当該者を当事業の契約の相手方に特定した。

- 公示日 : 令和7年5月16日（金）
- 提案書受付期間 : 令和7年5月16日（金）～令和7年6月6日（金）
- 提案者数 : 4者
- 特定者 : EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

【今年度の達成目標】

- 指宿枕崎線が地域にもたらす社会・経済的価値を可視化し、関係者の指針となる同路線を活用した地域づくりに関する指針（全体ビジョン）を決定する。

指宿枕崎線(指宿・枕崎間)検討調査 事業等について

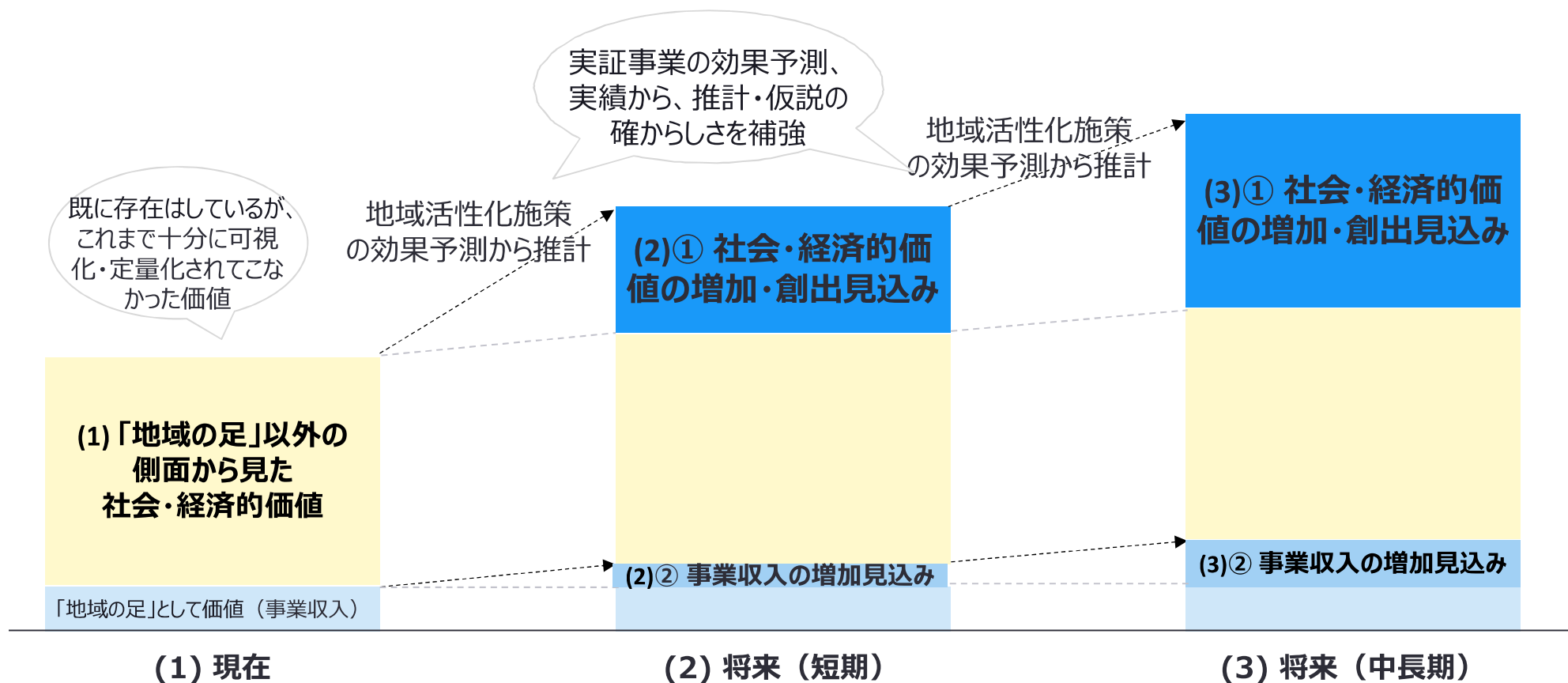
令和7年8月

指宿枕崎線が有する社会・経済的価値の可視化・定量化の全体像

指宿枕崎線が有する社会・経済的価値について、下記を対象として推計する

- (1) 「地域の足」以外の側面から見た社会・経済的価値も含めた、「**現在の価値**」
- (2) 地域活性化施策の実施によって増加・創出が見込まれる、「**将来(短期)の価値**」
- (3) 地域活性化施策の実施によって増加・創出が見込まれる、「**将来(中長期)の価値**」

イメージ図



指宿枕崎線が有する社会・経済的価値の可視化・定量化の体系整理

指宿枕崎線が有する社会・経済的価値について、分野・性質ごとに洗い出しと個別具体化を行ったうえ、**帰属先となる受益者を明確化**し、それぞれの受益について試算（定量化）を行う

受益者		商店	集客施設	交通事業者	事業者 (〇〇業)	利用者 本人	利用者 家族	行政,住民
分野・性質	存在価値		受益			受益	受益	受益
	広告効果		受益	受益	受益			
まちづくり、交通	拠点効果	受益	受益		受益			
	触媒効果			受益				
観光振興		受益						
産業	⋮			受益				
医療・福祉						受益	受益	
子育て・教育						受益	受益	
その他					受益			
		受益 計	受益 計	受益 計	受益 計	受益 計	受益 計	受益 計
指宿枕崎線が有する社会・経済的価値 合計								

重複のないよう
体系的に整理

価値と費用を
比較検討

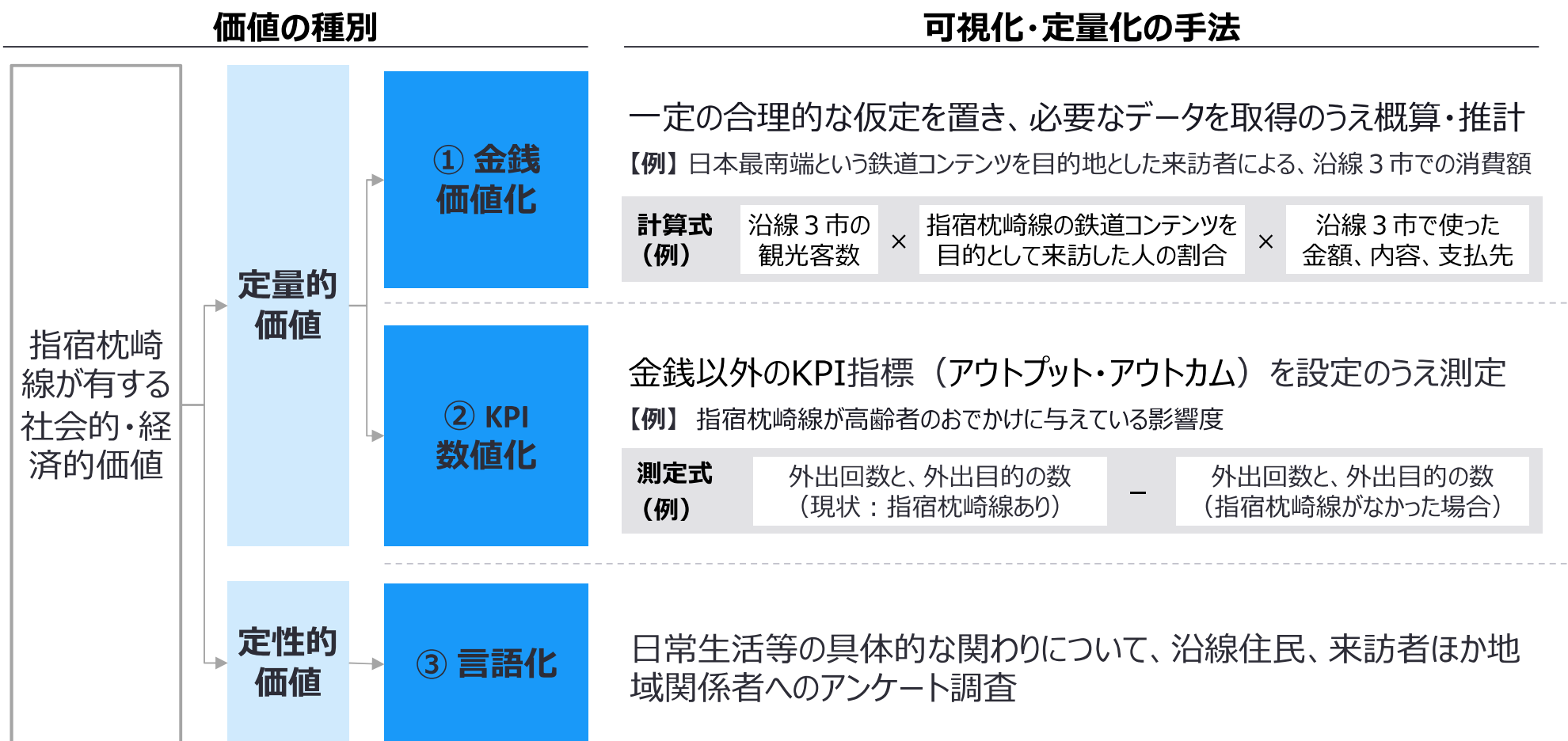
指宿枕崎線
に係る費用

維持管理・運営
実証事業の実施

地域活性化施策の実施
行政からの補助金

指宿枕崎線が有する社会・経済的価値の種別、可視化・定量化の手法

可能な限り「①金銭価値化」が望ましいが、測定したい受益の性質に照らして、「②KPI数値化」や「③言語化」との使い分けや組み合わせを行う。

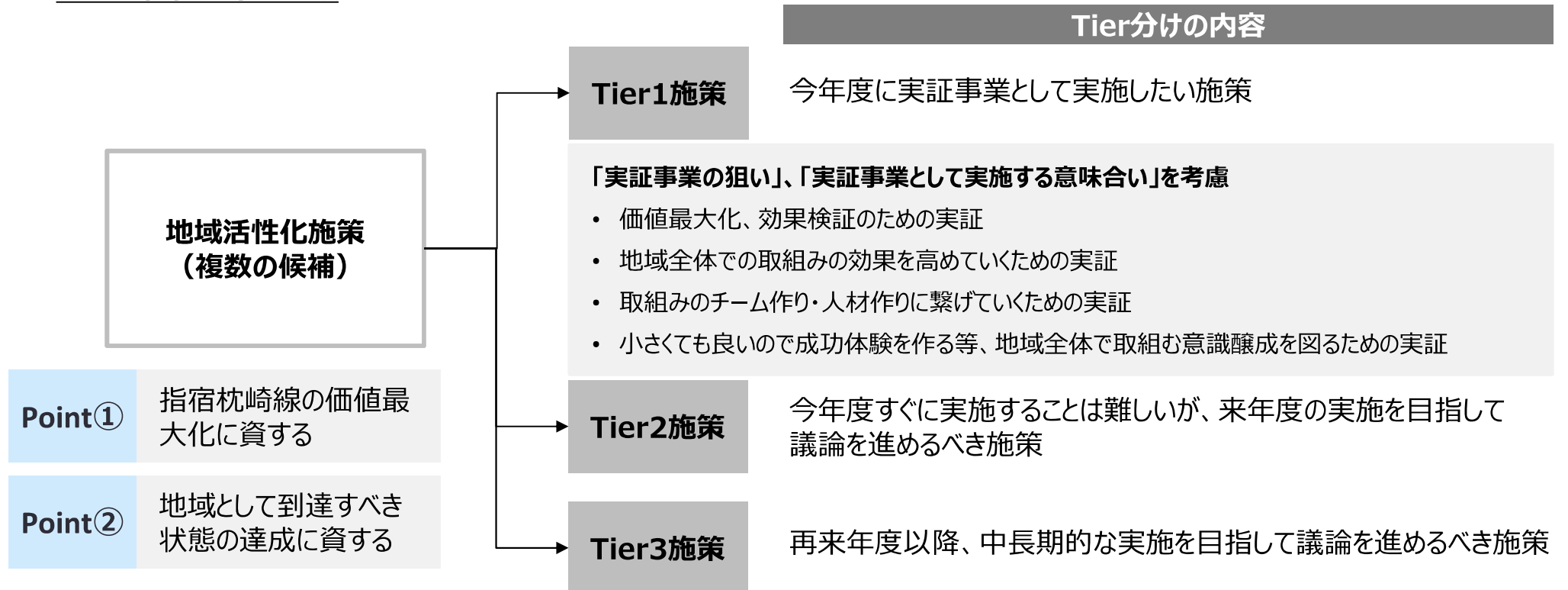


※上記計算式は例示であり、当該計算式・測定式を必ずしも使用するとは限らない

検討会議・座談会等で出された地域活性化施策案の分類

- ▶ 多数の施策案が想定される中で、以下の観点から、**施策の性質や内容、目的に照らした効果に応じた分類**が必要
 - ▶ どの施策がビジョン・目指すべき姿の実現に向けて、効果的なものとなるのか
 - ▶ 地域活性化施策の方向性に沿ったものなのか
 - ▶ どの施策をどういった順番でやっていくことが適切なのか
- ▶ その中で実証事業をどのような観点で活用していくのかも同時に検討する必要がある（**実証事業は全体の取組みの一部**）

■ 地域活性化施策の分類



施策分類においては「施策に求められる要素」を「時間」「人材」「効果」の軸で検討

分類軸		施策に求められる要素の内容	
時間	①効果を得られる時期	取組開始から期待される水準の効果が発現するまでの期間は実証においては早い方がよい	
	②課題解決・準備までの所要期間	施策実施にあたってのコストや物理的準備、官民双方の決裁プロセス調整等にかかる時間は事業実施想定時期が直近であるほど、可能な限り少ない方がよい（なお、時間をかけて準備すべきものもある点に留意）	
人材	③主体になるプレイヤーや人材	施策を進めていくには、主体となって推進していくプレイヤー・人材が重要であり、その見込みを高めることが重要	
	④プレイヤーや人材の継続的関与	地域づくりとして定着させるためには、プレイヤー・人材の継続的な関与が見込まれることが重要	
効果	⑤寄与の度合い	1.地元住民・関係者への当事者意識喚起を通じた、 地域内での人材育成	指宿枕崎線への親しみ・興味を高めてもらう場や機会の創出 本線の存在や魅力に注目してもらうための場や機会を創出し、本線の利用如何を問わず全ての地元住民が当事者となるテーマ設定がされた取組みであることが重要
			指宿枕崎線と周辺の利便性の向上 車も含めた他の移動手段とも組み合わせて総合的な移動の利便性向上に本線の鉄道施設を活用する取組みであることが重要
			地域ビジネスに関する意欲を高めてもらう場や機会の創出 鉄道の活用や地域づくりを、地域ビジネスとして行っているプレイヤーが極めて少数であることを踏まえ、地域ビジネスの視点からそれらを捉え直してもらうための場や機会を創出する取組みであることが重要
		2.関係人口の獲得を通じた、 地域外からの人材・スキル調達	沿線での周遊性向上、滞在・宿泊場所の確保 来訪者が沿線地域で長く滞在できるような仕掛けが少ないことを踏まえ、より長く域内に滞在してもらいより多くの沿線地域の魅力に触れてもらうための移動手段や場所等を提供するような取組みであることが重要
			沿線の魅力を体験してもらう機会の創出 地域のプレイヤーと連携しながら観光資源と本線を結び付けた新しい体験機会を提供する取組みであることが重要
			地域内外へのプロモーション強化 マーケティング戦略の強化やソフト・ハード面における情報発信力の強化によって、潜在的な需要を掘り起こすことでより多くの来訪者を獲得していくことが重要
		3.効果の成長見込み	単発的な効果ではなく地域が施策に継続的に関与すし関係人口が増加し、効果が拡大することが重要
	⑥可視化の測定可能性	施策実施がもたらす社会的・経済的価値を可能な限り定量的な形で測定し、効果を訴求できることが重要	
	⑦沿線での影響範囲	地域づくりに繋げるため、施策に対する沿線市の関心が高く、連携を意識した広域な取組みであることが重要	
	⑧鉄道利用/鉄道への裨益の度合い	関係人口獲得にあたって鉄道や関連施設の活用によって、鉄道運営自体にも効果があることが好ましい	